

総務大臣 金子 恭之 殿

三島村長 大山 辰夫

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書

鹿児島県三島村は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第2項の規定により、報告します。

記

第1 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度 資金不足比率	当該年度の前年度 (令和元年度)	当該年度 (令和2年度)	当該年度の翌年度 (令和3年度)
資金不足比率 (船舶交通事業)	—	146.6	—

備考

- 1 特別会計の名称を括弧内に記載すること。
- 2 必要に応じて「資金不足比率」欄を追加すること。

第2 令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断した理由

本村の船舶交通事業は、県の離島航路補助制度により赤字分の補填を受け運営している。令和2年度において、旧船の売却収入を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の影響で旧船の売却が年度内に完了せず赤字が生じたことが、資金不足比率が20%を超えた要因である。当該不足分は、令和3年12月の県の補正予算に計上され、赤字分が補填されることにより資金不足比率が解消されることが確実であるため、令第20条第1項に該当すると判断したものである。